

# 各種実態調査実施計画(案)

# 6-1. 審査側実務実態調査実施計画

## 調査概要

建築確認・検査を行う特定行政庁及び指定確認検査機関を対象として、審査・検査の体制及び処理件数に係る全般状況を把握・整理するためのアンケート調査を実施するとともに、現在審査・検査が実施可能あるいは困難な分野・対象を把握し、基準適合性を厳密に審査・検査可能なシステムの構築に向け現行制度の課題を整理すること等を目的に審査・検査実務に関するヒアリングを行う。

## 調査実施時期

平成23年2月～3月

## 調査方法・対象

### ○アンケート調査

- ・特定行政庁及び指定確認検査機関（全て）

### ○ヒアリング調査

- ・地方整備局単位で全国を10ブロックに分け、地方整備局のある都道府県において、
  - ・当該都道府県内の特定行政庁（限定特定行政庁を除く全て）
  - ・当該都道府県指定の指定確認検査機関（サンプル）
- ・大臣・地方整備局長指定の指定確認検査機関（サンプル）

## 調査事項

### ○アンケート調査

- ・分野別確認審査体制の現状
- ・確認検査、仮使用承認、取消権行使の件数 等

### ○ヒアリング調査

- ・審査困難な分野等審査の実態
- ・大臣認定・型式適合認定・型式部材等製造者認証に係る案件の審査の実態
- ・審査側の指摘等問題が多い分野・項目の実態
- ・仮使用承認（消防協議の実態を含む）の審査の実態
- ・違反発見時の是正対応の実態
- ・運用上付加的に課している手続きの実態 等

# 6-2. 定期報告制度実態調査実施計画

## 調査概要

定期報告関連の業務体制、対象把握、報告率向上施策等の全般状況を把握するために特定行政庁等を対象にアンケートを実施するとともに、適切な調査・検査の実施確保に向けた課題を把握するために特殊建築物等の定期調査及び昇降機・建築設備の定期検査を行う主体に対するヒアリングを、報告内容を活用した是正対策等ストックの質の確保に向けた対策の現状と課題を整理するために特定行政庁等に対するヒアリングを各々実施する。

## 調査実施時期

平成23年2月～3月

## 調査対象

### ○アンケート調査（特定行政庁等）

- ・ 特定行政庁等（限定特定行政庁を除く全て）

### ○ヒアリング調査（特定行政庁等）

- ・ 地方整備局単位で全国を10ブロックに分け、地方整備局のある都道府県において、
  - ・ 当該都道府県内の特定行政庁（限定特定行政庁を除く全て）

### ○ヒアリング調査（調査・検査者）

- ・ 特殊建築物等の定期調査、昇降機・建築設備の定期検査を行う者

## 調査事項

### ○アンケート調査（特定行政庁等）

- ・ 定期報告の業務体制の現状
- ・ 対象建築物の把握の実態
- ・ 報告率向上に向けた取り組み 等

### ○ヒアリング調査（特定行政庁等）

- ・ 報告内容の活用状況
- ・ 要是正の多い調査項目の実態 等

### ○ヒアリング調査（調査・検査者）

- ・ 調査・検査の実施体制・実施状況
- ・ 調査・検査が困難な調査・検査項目の実態 等

## 調査概要

建築士事務所等を対象として、事務所の組織・業務形態等の全般状況を把握するためのアンケートを実施するとともに、設計・工事監理における専門分野毎の担当の役割・責任分担等の業務実態など、今後資格制度等のあり方を検討する上で必要な設計・工事監理等の実務に係る基礎データを収集・整理するため、ヒアリング調査を実施する。

## 調査実施時期

平成23年2月～7月

## 調査方法・対象

### ○アンケート調査

・建築士事務所(全事務所の1割12,000事務所)、設備設計事務所(770事務所)、設備技術者(6600名)

### ○ヒアリング調査 (設計・工事監理の実務実態)

・建築士事務所(総合事務所、意匠・構造・設備設計事務所、工務店、プレハブ住宅メーカー等)(50事務所)、施工者(10者)、確認検査機関(10機関)

### ○ヒアリング調査 (4号建築物における不適合状況)

・住宅瑕疵担保責任保険法人

## 調査事項

### ○アンケート調査

H18に実施した調査の項目を基本に、新たな項目を追加して実施。

- ・所員数、専業兼業別等の組織属性
- ・受注件数、受注経緯、報酬、建築主(施工者)との調整回数、再委託状況、設計変更状況等の業務実態

### ○ヒアリング調査 (設計・工事監理の実務実態)

- ・設計図書作成プロセス(図面作成フロー、技術者の役割分担等)
- ・設計図書に基づく施工図作成・現場施工の実態、建築確認段階での設計図書への指摘等の実態(審査側実務実態調査結果も活用)
- ・工事監理プロセス(確認の項目・方法、建築主への報告、施工管理との分担等)

### ○ヒアリング調査 (4号建築物における不適合状況)

- ・審査検査特例対象となる4号建築物における不適合状況